

小樽商科大学硬式庭球部 北海道緑庭会会則（案＝改正案承認後）

第1条（名称および所在地）

本会は「小樽商科大学硬式庭球部北海道緑庭会」と称し、事務所を幹事長宅とする。

第2条（目的）

本会は、会員相互の親睦を図り、小樽商科大学硬式庭球部の活動推進に寄与することを目的とする。

第3条（会員）

1. 会員は小樽商科大学硬式庭球部に在籍した者で、北海道に在住する者とする。
2. その他に、役員会で承認された者とする。

第4条（会員の入退会）

前条に該当する者は自動的に本会に入会し、特に申し出のない限り退会とはしない。

第5条（会費）

本会の年会費は3,000円とする。

第6条（役員）

本会は次の役員を置く。会長1名、副会長3名以内、幹事長1名、副幹事長1名、会計幹事1名、監査役2名、幹事若干名。

第7条（役員の任務）

1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行するほか、第2条の目的遂行にあたる。
3. 幹事長は会務を処理し、事務運営を総括する。
4. 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、これを代行する。
5. 会計幹事は会計を掌る。
6. 監査役は会の事業計画の執行、および会計業務を監査する。
7. 幹事は本会の運営をはかる。

第8条（役員の選出および任期）

1. 役員は総会において会員中より選出する。
2. 会長および役員は役員会にて選出、総会で承認する。
3. 役員の任期は2年とし、重任を妨げない。(ただし書き削除)

第9条（顧問および相談役）

1. 会員の功労ある者は総会の承認を経て顧問に推挙することができる。
2. 相談役は役員会の承認を経て、会長が委嘱する。

第10条（会の事業）

本会は目的達成のため次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦に関する事項
2. 小樽商科大学硬式庭球部の支援に関する事項
3. 小樽商科大学硬式庭球部の発行する部誌「緑庭」におけるOBに関する事項の管理
4. その他本会の目的達成のために必要な事業

第11条（会議）

1. 本会の会議は総会、三役会、役員会とする。
2. 総会は年1回6月までに開催し会長が招集する。
3. 総会において次の事項を協議する。
 - (1) 会務報告
 - (2) 事業計画
 - (3) 予算、決算
 - (4) 役員の改選
 - (5) 会則の改廃
4. 三役会は会長、副会長、幹事長をもって構成し、必要に応じ会長が招集し、本会の重要事項について協議する。
5. 役員会は必要に応じ会長が招集し、次の事項を検討する。
 - (1) 総会の議決事項を執行する。
 - (2) 事業計画および三役会より提案された事項を審議する。
 - (3) 必要がある場合は特別委員会を設置する。
 - (4) 緊急を要する案件で総会に諮るいとまのない場合には、これを処理し、総会に報告する。

第12条（会計）

1. 本会の運営は会費および寄付金、その他の収入をもってあてる。
2. 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月末日までとする。

第13条（付則）

1. 本会則に定めのない事項については、会則に準じ役員会で協議決定する。
2. 本会則の変更は総会の議を経なければならない。
3. 本会則は平成23年10月1日より実施する。

（平成30年8月4日 5条変更）

（令和2年8月1日 6～9条及び11条変更）

（令和3年8月7日 11～12条変更）

（令和7年6月7日 8条及び11条）

以 上